

幼児教育・保育の無償化について《概要版》

制度全般の仕組みや詳細については、**資料 2** をご覧ください。

その1

みかわ保育園、いのこ保育園、三川りっしょう子ども園などの保育園等

認可保育園、認定こども園(2・3号保育認定)、小規模保育施設

詳しくは **資料 5**

●無償化の対象となる子ども

- ① 3 歳児クラス～5 歳児クラスの子ども
- ② 住民税**非課税**世帯の 0 歳児クラス～2 歳児クラスの子ども

●必要な手続き

- ・無償化のために必要な手続きはありません。

●無償化の内容

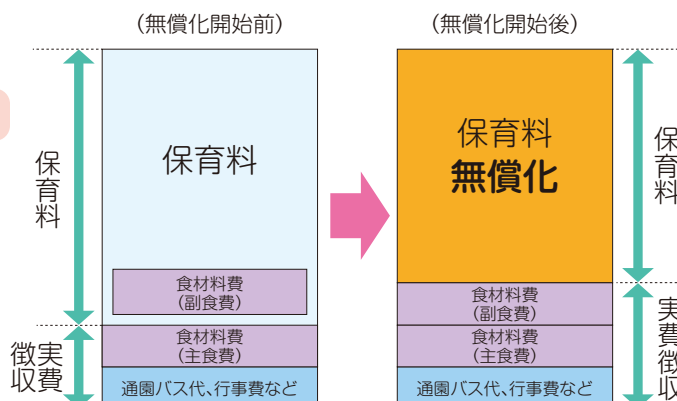
- ・保育料が 0 円になります。
- ・早朝・延長保育料、食材料費（給食費）、通園送迎費、行事費などの実費は、これまでどおり保護者の負担となります。



●食材料費（給食費）

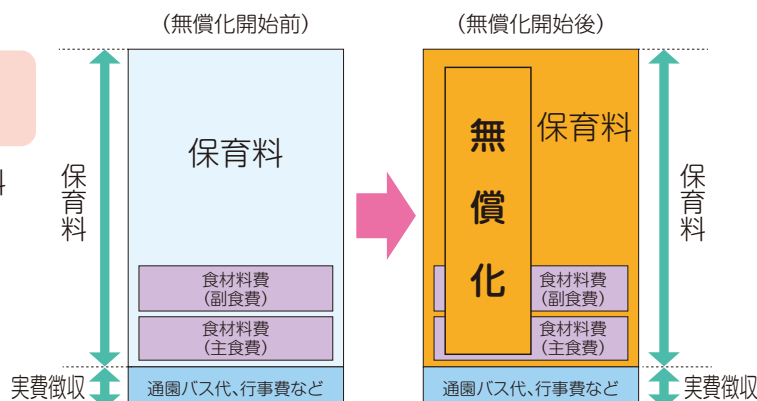
3 歳以上児クラス（2 号認定子ども）

- ・食材料費（副食費）は、保育料としての負担から**実費徴収**に変わります。
- ・ただし、国による免除や三川町独自の子育て支援事業がありますので、詳しくは **資料 4** をご覧ください。



住民税**非課税**世帯の 0～2 歳児クラス (3 号認定子ども)

- ・食材料費（主食費および副食費）は、保育料の一部として無償化の対象になります。
- ・**課税**世帯は無償化の対象外です。



その2

みかわ幼稚園、三川りっしょう子ども園などの幼稚園等

幼稚園(新制度移行済)、認定こども園(1号教育認定)

詳しくは **資料 6**

●無償化の対象となる子ども

- ・全ての園児が無償化の対象です。(満 3 歳児～5 歳児クラス)

裏面もあります ➡

●必要な手続き

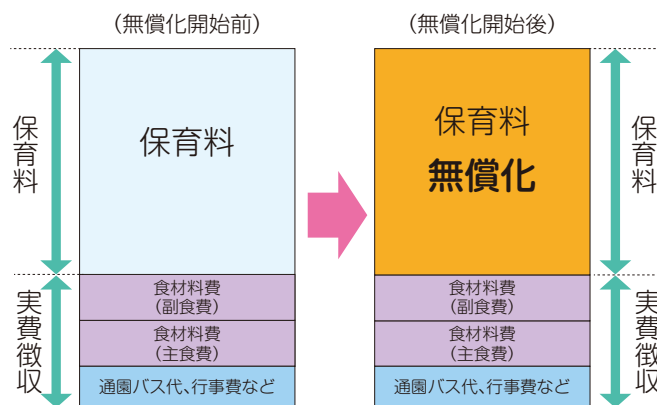
- ・無償化のために必要な手続きはありませんが、預かり保育利用料が無償となるためには、要件と申請が必要で**す**。詳しくは **資料3** 及び **資料6** をご覧ください。

●無償化の内容

- ・保育料が0円になります。
- ・食材料費（給食費）、通園送迎費、行事費などの実費は、これまでどおり保護者の負担となります。

●食材料費（給食費）

- ・食材料費（主食費および副食費）は、これまでと同じ実費徴収です。
- ・ただし、国による免除や三川町独自の子育て支援事業がありますので、詳しくは **資料4** をご覧ください。



その3

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター等

詳しくは **資料7**

●無償化の対象となる子ども

- ・「**保育の必要性の認定**」を受け、保育園、認定こども園等を**利用していない方**が対象になります。

●必要な手続き

- ・無償化の対象となるか、申請手続きが必要かは **資料3** 及び **資料7** をご覧ください。

●無償化の内容

- ① 3歳児クラス～5歳児クラス：月額37,000円を上限として、無償となります。
 - ② 0歳児クラス～2歳児クラス：月額42,000円を上限として、無償となります。**(住民税非課税世帯のみ)**
- 【注意】** 幼稚園や、幼稚園の預かり保育と併用している場合は上限額が異なります。

▶ 食材料費（給食費）や通園送迎費等は無償化の対象外です。

▶ 保育園、認定こども園（2号・3号保育認定）、地域型保育事業を利用している方は、認可外保育施設等の利用については無償化の対象になりません。

その4 企業主導型保育施設

詳しくは **資料8**

●無償化の対象となる子ども

- ① 3歳児クラス～5歳児クラスの子ども
 - ② **住民税非課税世帯**の0歳児クラス～2歳児クラスの子ども
- 上記以外の方は、無償化後も保育料は今までと変更ありません。**

●必要な手続き

- ・地域枠で企業主導型保育施設を利用している子どもが無償化の対象となるためには、**三川町で2号認定または3号認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。**
- ・保育の必要性がない等の理由で2号認定または3号認定の要件を満たさない場合、引き続き企業主導型保育施設の利用は可能ですが、無償化の対象にはなりません。
- ・無償化の対象となるか、申請手続きが必要か、無償化対象額については **資料3** 及び **資料8** をご覧ください。